

◎新潟県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小出守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市今泉字平地38番1から	新	15.4～43.6メートル	208.6メートル
同市今泉字平地34番1まで	旧	12.2～23.0メートル	208.2メートル

備考 路線の重用

全区間県道湯之谷越後広瀬停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯之谷越後広瀬停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市今泉字平地38番1から	新	15.4～43.6メートル	208.6メートル
同市今泉字平地34番1まで	旧	12.2～23.0メートル	208.2メートル

備考 路線の重用

全区間県道小出守門線と重用